



県 章

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)
5 月 29 日
第 4006 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県建築基準法等施行細則等の一部を改正する規則 (建築課)	1
※滋賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境保全課)	4
○ 告 示	
新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定 (薬務感染症対策課)	5
建築基準法第 7 条の 3 第 1 項および第 6 項の規定に基づく特定工程および特定工程後の工程の指定の 一部改正 (建築課)	5
道路区域の変更 (道路課)	5
道路の供用開始 (道路課)	6
都市計画の変更 (都市計画課)	6
○ 公 告	
公文書の公開等の実施状況公告 (県民活動生活課)	6
滋賀県個人情報保護条例の運用状況公告 (県民活動生活課)	7
自然環境保全協定締結の公告 (自然環境保全課)	7
農業振興地域区域変更公告 (農政課)	8
公共測量終了公告 (監理課)	8
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	8
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	8
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (湖北)	9
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告 (東近江)	9
○ 教育委員会教育長告示	
平成27年度教科書展示会の開催 (学校教育課)	10
○ 病院事業庁公告	
一般競争入札の公告	11

規 則

滋賀県建築基準法等施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第46号

滋賀県建築基準法等施行細則等の一部を改正する規則

(滋賀県建築基準法等施行細則の一部改正)

第 1 条 滋賀県建築基準法等施行細則 (平成 6 年滋賀県規則第43号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 滋賀県流域治水の推進に関する条例 (平成26年滋賀県条例第55号。以下「流域治水条例」という。) 第13条第 1 項の浸水警戒区域内において流域治水条例第14条第 1 項または第17条第 1 項の許可を要する建築物の建築をする場合にあっては、流域治水条例第16条第 2 項 (流域治水条例第17条第 3 項において準用する場合を含む。) の許可証

第 7 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 流域治水条例第 13 条第 1 項の浸水警戒区域内において流域治水条例第 14 条第 1 項または第 17 条第 1 項の許可を要する建築物の建築をする場合にあつては、流域治水条例第 16 条第 2 項（流域治水条例第 17 条第 3 項において準用する場合を含む。）の許可証

第 7 条の 2 を次のように改める。

（完了検査申請書に添付する書類）

第 7 条の 2 省令第 4 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 31 条第 2 項の規定によりし尿浄化槽を設置した場合にあつては、し尿浄化槽工事完了調書（別記様式第 3 号の 5）

- (2) 流域治水条例第 13 条第 1 項の浸水警戒区域内において流域治水条例第 14 条第 1 項または第 17 条第 1 項の許可を要する建築物の建築をした場合にあつては、流域治水条例第 19 条第 2 項の工程調査適合証

第 24 条の 2 の見出し中「図書」を「図書等」に改め、同条第 1 項中「あつては、」を「あつては」に改め、「意見書を」の右に「、政令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定を申請しようとする場合にあつては省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2 (63) の項に規定する既存不適格調書を」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「図書」の右に「および書類」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 省令第 10 条の 23 第 6 項に規定する規則で定める書類は、申請に係る建築物が法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第 7 項に規定する適合判定通知書またはその写しとする。

第 24 条の 4 中「第 4 条の 16 第 2 項」を「第 4 条の 16 第 4 項ただし書」に改める。

（滋賀県事務委任規則の一部改正）

第 2 条 滋賀県事務委任規則（昭和 55 年滋賀県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 112 号中「および第 55 条第 2 項」の右に「、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 16 第 2 号」を、「限度の承認」の右に「、移転に係る認定」を加え、同条第 114 号中「第 6 条の 2 第 10 項」を「第 6 条の 2 第 5 項」に改め、同条第 125 号中「別表第 43 注 5」を「別表第 43 注 4」に改める。

（滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第 3 条 滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則（平成 26 年滋賀県規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号中「第 137 条の 17」を「第 137 条の 18」に改める。

（滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第 4 条 滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成 18 年滋賀県規則第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 法第 17 条第 4 項の規定による申出を行う者は、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第 7 項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）またはその写しを知事に提出しなければならない。

第 6 条中「別記様式第 4 号」を「別記様式第 5 号」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「別記様式第 3 号」を「別記様式第 4 号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「（昭和 25 年法律第 201 号）」を削り、「別記様式第 2 号」を「別記様式第 3 号」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 17 条第 5 項の通知等）

第 4 条 法第 17 条第 5 項の規定による通知は、特定建築物の建築等の計画（変更）通知書（別記様式第 2 号）に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

2 知事は、前条第 2 項の規定により適合判定通知書またはその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書またはその写しを法第 17 条第 5 項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

別記様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を別記様式第 5 号とする。

別記様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 6 条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を別記様式第 4 号とする。

別記様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 5 条関係」に、「第 6 条の 3 第 1 項各号」を「第 6 条の 4 第 1 項各号」に改め、同様式を別記様式第 3 号とし、別記様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号（第 4 条関係）

特定建築物の建築等の計画（変更）通知書

第 号
年 月 日

（宛先）
建築主事

滋賀県知事 印
土木事務所長 印

下記の者から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項の規定による申出があったので、同条第5項の規定により確認申請書を添えて通知します。

記

1 申請者の住所および氏名

2 建築場所

3 建築物の名称

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

（滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第 5 条 滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年滋賀県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第18条第16項」を「第18条第18項」に改める。

（滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第 6 条 滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年滋賀県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法第 6 条第 2 項の規定による申出を行う者は、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第 7 項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）またはその写しを知事に提出しなければならない。

第 5 条第 1 項中「（昭和25年法律第201号）」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 知事は、第 3 条第 2 項の規定により適合判定通知書またはその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書またはその写しを法第 6 条第 3 項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

（滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第 7 条 滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年滋賀県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 法第54条第 2 項の規定による申出を行う者は、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第 7 項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）またはその写しを知事に提出しなければならない。

第 5 条中「より」を「建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を添えて、」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 知事は、前条第 2 項の規定により適合判定通知書またはその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書またはその写しを法第54条第 3 項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第47号

滋賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県立自然公園条例施行規則（昭和41年滋賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第25条第27号の 3 中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

(27)の 3 の 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の 2 第 1 項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業（同法第 7 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。以下同じ。）

または同法第14条の 2 第 7 項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、または殺傷すること。

(27)の 3 の 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の 2 第 5 項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業または同条第 7 項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、または殺傷すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第182号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成27年 5月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

名 称	所 在 地	指定年月日
一般社団法人滋賀県病院協会	大津市京町四丁目3番28号	平成27. 5. 21

滋賀県告示第183号

平成24年滋賀県告示第87号（建築基準法第7条の3第1項および第6項の規定に基づく特定工程および特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 5月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第5項第2号中「第68条の23第1項」を「第68条の22第1項」に改める。

付 則

この告示は、平成27年 6月 1日から施行する。

滋賀県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成27年 5月29日から平成27年 6月12日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成27年 5月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	土山蒲生近江八幡線	東近江市上羽田町字西山3299番1地先から	変更後	最小 11.9m } 最大 13.7m	454.0m	道路改良（歩道拡幅）に伴う道路区域の変更
		東近江市上羽田町字駒額3633番地先まで	変更前	最小 11.6m } 最大 13.1m	454.0m	
	木之本長浜線	長浜市相撲町字十四1847番1地先から	変更後	最小 7.0m } 最大 7.5m	98.9m	う回路撤去に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のおり
		長浜市相撲町字十四1847番1地先まで	変更前	最小 7.0m }	101.8m	

				最大 17.8m		
--	--	--	--	-------------	--	--

滋賀県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成27年5月29日から平成27年6月12日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
土山蒲生近江八幡線	東近江市上羽田町字西山3299番1地先から 東近江市上羽田町字駒額3633番地先まで	平成27. 5. 29	L=454.0m

滋賀県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき彦根長浜都市計画都市区域区分を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 都市計画の種類 彦根長浜都市計画区域区分
- 都市計画を変更する土地の区域 長浜市田村町の一部
- 図書の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

公 告

公文書の公開等の実施状況公告

滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第36条の規定により、平成26年度における公文書の公開等の実施状況を次のとおり公表する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 公文書公開請求および不服申立ての状況
 - 公文書公開の請求件数および処理状況

請求件数	処理状況		非公開 (非公開理由)			取下げ	
	公開	一部公開	(非公開情報)	(不存在)	(その他)		
知事	1,411	535	747	14	49	0	66
行政委員会等	187	69	101	3	5	0	9
合計	1,598	604	848	17	54	0	75

注 1件の請求内容が複数の実施機関にまたがる場合は、各実施機関ごとに1件として取り扱った。

- 不服申立ての件数および処理状況

件数	処理状況	情報公開 審査会 係属中	実施機関の処理				未処理	取下げ
			不服申立てに対する決定・裁決					
			認容	一部認容	棄却	却下		
平成26年度 新規申立て	10	9	0	0	0	0	0	1

過年度からの 継続案件	14	3	0	7	3	1	0	0
合計	24	12	0	7	3	1	0	1

2 情報提供の状況

窓 口	利用状況	利用者数	情報提供 件数	情報提供件数の内訳			
				案内相談	閲 覧	資料提供	貸 出
県 民 情 報 室		3,303	3,303	653	1,230	1,352	68
行政情報コーナー		684	453	17	10	426	0
警察県民センター		33	33	3	0	30	0
合 計		4,020	3,789	673	1,240	1,808	68

注 「県民情報室」は県庁に、「行政情報コーナー」は各合同庁舎に、「警察県民センター」は警察本部に設置している。

滋賀県個人情報保護条例の運用状況公告

滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第61条の規定により、平成26年度における滋賀県個人情報保護条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関	登録件数
知 事	1,050
行政委員会等	266
合 計	1,316

2 運用状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

実施機関	文 書 に よ る も の							口頭によるもの (簡易開示)
	請 求 件 数	処 理 状 況						
		開 示	一部開示	不 開 示			取下げ	請求(開示)件数
不開示	不存在	その他						
知 事	43	19	16	0	7	1	0	162
行政委員会等	107	32	71	2	2	0	0	4,380
合 計	150	51	87	2	9	1	0	4,542

- (2) 保有個人情報の訂正請求の状況 実績なし
- (3) 保有個人情報の利用停止請求の状況 実績なし
- (4) 不服申立ての状況 7件
- (5) 実施機関に関する苦情処理の状況 1件
- (6) 事業者に関する苦情相談の状況 1件

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり平成27年5月22日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業者の名称 株式会社一条工務店 代表取締役社長 宮地剛
- 2 事業目的 太陽光発電施設設置
- 3 事業区域 甲賀市水口町今郷字シゲ道108番1の一部 ほか38筆
- 4 事業面積 148,498㎡

農業振興地域区域変更公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、長浜市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

変更する区域

農業振興地域名	区 域
長 浜	次の図面の赤色で着色した部分

注 赤色は、縮小する地域を表す。

(「次の図面」は、省略し、その図面を滋賀県農政水産部農政課および滋賀県湖北農業農村振興事務所農産普及課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成、修正数値図化)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の終了日 平成27年3月25日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

長浜市が平成27年5月29日に決定した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

- 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が平成27年5月29日に変更した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

- 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が平成27年5月29日に変更した彦根長浜都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

- 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が平成27年5月29日に変更した彦根長浜都市計画風致地区に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が平成27年5月29日に変更した彦根長浜都市計画防火水槽に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成27年5月29日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 苗 村 光 廣

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
介護相談センターいきいきおうみ	米原市顔戸1729-1	特定非営利活動法人いきいきおうみ 理事長 山口徹	米原市顔戸1729-1	平成27.6.1	2572400501

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鯉江土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成27年5月29日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 須 田 俊 治

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	位 田 才 之	東近江市鯉江町1326番地
”	飛 田 豊 之	同 所1193番地1
”	城 源 治 郎	同 所1353番地
”	福 田 秀 雄	同 所1365番地
”	福 田 清 文	同 所1347番地
”	位 田 嘉 郎	同 所1352番地

監 事	鈴 村 淳 次	同	所1336番地
”	松 吉 甚 也	同	所1250番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴 村 藤 次	東近江市鯉江町1208番地
”	松 吉 甚 也	同 所1250番地
”	上 川 孫 次	同 所1370番地
”	鈴 村 良 二	同 所528番地
”	飛 田 重 和	同 所1198番地
”	城 浩 行	同 所1200番地
監 事	福 田 清 文	同 所1347番地
”	鯉 江 康 弘	同 所1320番地 1

教育委員会教育長告示

滋賀県教育委員会教育長告示第5号

平成27年度教科書展示会を次のとおり開催する。

平成27年 5月29日

滋賀県教育委員会教育長 河 原 恵

展示会場所在地	展 示 期 間	開催時間等
大津教科書センター 大津市本丸町6-50 大津市生涯学習センター4階 第4研修室	6月12日から7月9日まで (6月15日、21日、22日、29日、7月6日を 除く。)	午前9時から午後4時30分 まで
草津教科書展示会場 草津市野路一丁目15-5 フェリエ南草津5階 市民交流プラザ多目的ホール (南草津図書館前スペース)	6月12日から7月9日まで (6月15日、22日、29日、7月6日を 除く。)	午前10時から午後8時まで
甲賀教科書展示会場 甲賀市甲南町深川1865 甲南図書館交流館内	6月12日から7月9日まで (6月15日、16日、22日、23日、24日、29日、 30日、7月6日、7日を 除く。)	午前10時から午後6時まで (金曜日を除く。) 午前10時から午後9時まで (金曜日)
近江八幡教科書センター 近江八幡市宮内町100 近江八幡市立近江八幡図書館内	6月12日から7月9日まで (6月15日、22日、24日、29日、7月6日を 除く。)	午前10時から午後7時まで (平日) 午前10時から午後6時まで (土・日曜日)
彦根教科書センター 彦根市尾末町8-1 彦根市立図書館内	6月12日から7月9日まで (6月15日、22日、25日、29日、7月6日を 除く。)	午前10時から午後6時まで
長浜教科書センター 長浜市朝日町18-5 長浜市立長浜図書館内	6月12日から7月8日まで (6月18日、24日、25日、7月2日を 除く。)	午前10時から午後7時まで (平日) 午前9時から午後6時まで (土・日曜日)
今津教科書センター 高島市今津町舟橋二丁目3-1 高島市立今津図書館内	6月12日から7月7日まで (6月17日、18日、24日、25日、7月1日、 2日を 除く。)	午前10時から午後6時まで (最終日7月7日のみ午後 3時まで)

中央教科書センター 野洲市北桜 滋賀県総合教育センター内	6 月 12 日から 7 月 9 日まで （6 月 13 日、14 日、20 日、21 日、27 日、28 日、 7 月 4 日、5 日を除く。）	午前 9 時から午後 5 時まで
------------------------------------	---	------------------

注 上記の展示期間のうち、6 月 19 日から 7 月 2 日までの期間における教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 5 条に規定する教科書展示会である。

病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告

平成 27 年度における血管 X 線診断装置の調達契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 27 年 5 月 29 日

滋賀県病院事業庁長 笹 田 昌 孝

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 血管 X 線診断装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書別紙仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 納入期限 平成 27 年 11 月 20 日（金）
- (4) 納入場所 滋賀県立成人病センター 守山市守山五丁目 4 番 30 号

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（平成 27 年滋賀県告示第 44 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314

ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。
 - (6) この公告に示した物品にかかるアフターサービス・メンテナンスの体制を整えた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)に示すとおりに必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、誓約書、申立書および仕様書に示した要件を満たしていることを証するための書類
- (2) 提出期限 平成 27 年 7 月 2 日（木）17 時
- (3) 提出場所 滋賀県立成人病センター総務課財務担当 〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号 電話 077-582-5031

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県立成人病センター総務課財務担当 〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号 電話 077-582-5031
- (2) 契約条項を示す期間 平成 27 年 5 月 29 日（金）から平成 27 年 7 月 9 日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の 9 時から 17 時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 平成 27 年 7 月 9 日（木）17 時
- (6) 開札の日時および場所 平成 27 年 7 月 10 日（金）10 時 滋賀県立成人病センター東館 1 階リハビリセンター研修室

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程による。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 仕様書に示した要件を満たしていることを証するために提出された書類について検討し、当該要件を満たしていると滋賀県病院事業庁が認めたものであって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

11 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (4) 契約の締結に当たっては、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の基本理念にのっとり、契約の相手方が排除対象者でないことの誓約書の提出を求め、また排除対象者であることが判明した場合は契約を締結せず、契約締結後は契約の解除を行うので留意すること。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray angiography diagnostic system, 1 Set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, July 9 2015
- (3) For further information, contact : Radiology, Shiga Medical Center For Adults, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-8053